

# 法人会 NEWS

平成30年7月31日発行

第85号



## 豊里地区 鶴波洗堰(ときなみあらいぜき)

登米市豊里地区にある鶴波洗堰は、流域の洪水被害を防止するため、明治43年に計画、大正5年に着工、昭和7年に竣工した北上川と旧北上川の分流施設で、自然流下により一定流量を分水するオリフィス式に越流部を併せ持つ構造の堰。全国的にも貴重で価値のある構造とされており、平成16年日本土木学会選奨土木遺産に認定されました。

### 目 次

- P. 1 豊里地区 鶴波洗堰
- P. 2 登米法人会第6回定期総会終了
- P. 3 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 4~5 働き方改革法が成立、施行へ！
- P. 6 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 7~8 会員企業リレー、法人会トピックス
- P. 8 第10回市民ふれあいコンサート、新会員紹介

国税電子申告・精算システム

## e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

電子申告で効率UP！

国税に関する申告や納税、申請、届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。  
● 舉手にマイページ納付用端末提出の提出が必要です。  
● 既存の端末からの利用可能となります。(1ヶ月程度かかります)

e-Taxを利用して所得税の申告をするところのメリットが！

- 添付書類の提出省略
- 還付かスピーディ

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページをご確認ください。

イーチャクス

検索

# 第六回 定時総会終了

## 公益事業を柱に平成三十年度事業の展開を決議！

登米法人会第六回定時総会（平成三十年度通常総会）を、さる六月六日、迫町佐沼「ホテルサンシャイン佐沼」を会場に開催いたしました。

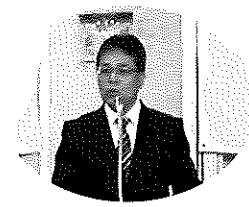
総会は、会員三〇〇社の出席で開会し、平成二十九年度会員増強目標達成二支部や増強功労者、厚生制度推進目標達成者などの表彰が行われ、議案の審議に入りました。



第6回定時総会開催風景



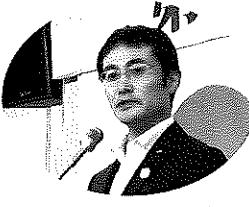
会員増強達成支部代表の皆様



祝辞・鈴木佐沼税務署署長



アトラクション「神楽・鶴舞」



祝辞・渡邊登米市副市長



開会挨拶に立つ佐藤部会長

## 年度 通常総会



開会の挨拶を述べる飯塚部会長



招福講演会講師の袋小路ほら丸氏

平成三十年度事業計画では、「婚活支援事業」「租税教育事業」「エコキヤツプ推進事業」の社会貢献事業を中心、部会員一丸となって、積極的に事業展開することが決定されました。

女性部会平成三十年度通常総会が、ホテルニューグランヴィアを開催されました。総会には、部員二九名が出席し第一号議案平成二十九年度事業報告・収支決算承認など二議案が提案され、全て原案通りに承認されました。

青年部会では、平成三十年度通常総会を、中田町「菅原屋」を開催しました。

総会には、部員二九名が出席し第一号議案平成二十九年度事業報告・収支決算承認など二議案が提案され、全て原案通りに承認されました。

## 平成三十年度通常総会開く

## 平成三十年度通常総会を開催

### 女性部会

女性部会平成三十年度通常総会が、ホテルニューグランヴィアを開催されました。

総会に先立ち招福笑売人の袋小路ほら丸氏を講師に招き、「笑って健康长寿笑つて社会に貢献 笑完繁盛！」と題し招福講演会を開催。

総会では、飯塚部会長を議長に二議案を審議。全て原案通り可決いたしました。平成三十年度は、女性部会設立二十周年にあたり、「記念式典等の記念事業を部会員一丸となって準備を進めたい」と、飯塚部会長よりお話しがありました。

## 佐沼税務署 人事異動

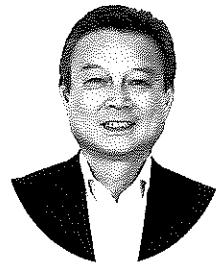
(H30.7.30付 敬称略：署外異動)

### 【転入】

- ▽署 長 佐々木 譲(仙台国税局調査部)
- ▽総務課課長 田仲 正彦(仙台北署管理運営)
- ▽総務課係長 伊藤 絵美(佐沼署個人課税)
- ▽総務課管理運営 松田 啓(一関署管理徴収)
- ▽個人課税 佐藤 美穂(築館署個人課税)
- ▽個人課税 畠山 直樹(仙台国税局課税第一部課税総括)
- ▽法人課税 高橋 克行(郡山署法人課税)

### 【転出】

- ▽関信国税局竜ヶ崎署署長 鈴木 啓之(署長)
- ▽辞 職 大泉 秀樹(総務課課長)
- ▽仙台国税局徴収部管理運営 热海 和哉(総務課係長)
- ▽仙台国税局徴収部管理運営 金子 聰(総務課管理運営)



『着任のごあいさつ』

佐沼税務署長  
佐々木 譲

本年の人事異動で佐沼税務署長を拝命し、このほど着任しました佐々木でございます。登米法人会及び会員の皆様方には、e-Tax の普及拡大、租税教室をはじめとした税務行政全般につきまして、多大なるご支援・ご協力を賜っていると鈴木前署長より伺い、大変心強く感じているところです。心強く感じているところです。

税務行政を取り巻く環境が変化する中、今後とも、税務署の使命であります「適正かつ公平な課税と徴収の実現」に向けて、「一つ一つの課題を乗り越えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 税務署からのご案内

### 消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催について

登米市と佐沼税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。  
なお、会場の都合上、席に限りがありますことを予めご了承ください。

【開催日時】 平成30年9月20日(木)

1回目 10時00分～11時00分(予定)  
2回目 14時00分～15時00分(予定)

※ 説明内容はどちらも同じ内容です。予約不要です。  
筆記用具をご持参ください。

【会場】 迫公民館 大会議室 登米市迫町佐沼字中江2-6-1

〈佐沼税務署〉

〒987-0511 登米市迫町佐沼字沼向109 TEL0220-22-2501(代表)

# 働き方改革法が成立、施行へ！

特定社会保険労務士 小島信一

## 変動する実務で中小企業が留意すべき点とは

月60時間超の残業には50%増の割増賃金（平成35年4月1日施行）

### ●働き方改革法案が成立

本年6月29日、残業時間の上限規制や年次有給休暇の強制付与、正社員と非正規社員の不合理な待遇格差を解消する「同一労働同一賃金」などを定めた、働き方改革関連法案が成立しました（公布日・平成30年7月6日）。

今後、順次法律が施行されていくことになり、企業は実務対応を求められるようになります。本稿では、主に中小企業に関連した項目に絞って解説していきます。

### ■ 残業時間の上限規制（中小企業は平成32年4月1日施行）

労働基準法は、労働時間の長さについて規制しており、法定時間を超えて労働者を働かすことはできません。この時間は、原則1週

40時間、1日8時間となっています。

ところが、労使協定を結ぶ上で、制限がないことが問題視されています。

そして、このことが過労死や過労自殺の温床となっているという指摘もあります。

そこで、改正法では法36条に残業の上限時間を明記しました。このことが、法施行70年来の大改正と言われるゆえんです。

今後、残業の限度時間は1か月45時間、1年について360時間となります。

この限度時間は、今まで厚生労働省からの告示で示されていましたが、法律

本文に明記されるようになりました（改正労働基準法第36条第4項）。法律に明記されたことに

より、守られない場合は、

6ヶ月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処されることになります。

なお、1年単位の変形労働時間制を採用している会社は、この時間がさらに短く、1か月42時間、1年320時間となることに留意して下さい。

ただし、例外もあります。通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により、臨時に必要がある場合に限り、休日労働を含み1か月100時間、1年720時間まで残業をさせることがあります。

業種によつては、恒常的に人手不足が続き、休日出勤が常態化しているケースも見られますが、法施行までに何等かの対策が必要です。

なお、残業させる場合の手続きについては、従来どおり、協定を労使で結んで行うという枠組みの変更はありませんが、協定の中身に若干変更があることに留意して下さい。

限度時間についても一般とは異なる時間が予定されています（ただし、最終的にはすべての業種で同一基準となる予定です）。

このように、残業規制が法律上明記されたことにより、会社は定時で仕事が終わるよう業務の見直しが必要となるでしょうし、今まで以上に、時間の把握についてシビアにしていく必要があります。

これは、前回の改正により決まったことですが、中小企業は猶予されています。今回の中止では、いよいよこの猶予規定を撤廃することとし、中小企業に対して月60時間を超える残業についても、50%の割増が義務付けられます。

先の時間外規制を守れば問題ありませんが、建設業や運輸業などでは、該当するケースが出てくるかもしれません。

また、業種による猶予措置として、自動車運転業務、建設事業・砂糖製造業・医師等については、5年間の猶予があります。

これらの業種については、意して下さい。

法定労働時間を超えて就労させた場合、割増賃金の支払いが必要です。現在、1日8時間、1週40時間を超えた分については、25%の割増率となっています。ただし、月60時間を超えた分については、50%増しと厳しくなっています。

これは、前回の改正により決まったことですが、中小企業は猶予されています。今回の中止では、いよいよこの猶予規定を撤廃することとし、中小企業に対して月60時間を超える残業についても、50%の割増が義務付けられます。先の時間外規制を守れば問題ありませんが、建設業や運輸業などでは、該当するケースが出てくるかもしれません。

年次有給休暇の強制付与（平成31年4月1日施行）

改正労働基準法第39条の

条の第7項は、有給休暇の強制付与について規定しています。

つまり、10日以上年次有給休暇を保持している者に

対して、5日については労働者ごとに、その時季を決めて与えなくてはならない

のです。もちろん、60歳超パートタイムも対象です。

これは強制なので、労働者が拒んだとしても、付与しなくてはいけなくなります。

ただし、労働者に時季指定して付与した日数と計画付与をしている日数については、5日から除くことができます。

正社員の場合は、賃金のカットせずに休暇を与えるという措置で済みますが、パート等の場合は、通常勤務する賃金分を新たに支払うことが要請されます。

何時間分払うのか、毎日の所定時間が変わるように

パートやアルバイトに対しては賃金の計算方法等をあらかじめ決めておくことが求められます。

## 労働時間の状況把握義務（平成31年4月1日施行）

今後、産業医の機能強化が期待されることを踏まえ、労働安全衛生法により、使用者による労働時間の把握義務が法定化されました。

改正安衛法第66条の8の3では「事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない」と定められています。

具体的な把握方法は、省令を待つことになりますが、使用者による現認や客観的な方法によることを原則とする、などとなりそうです。

正社員の場合は、賃金のカットせずに休暇を与えるという措置で済みますが、パート等の場合は、通常勤務する賃金分を新たに支払うことが要請されます。

不合理な格差是正（中  
小企業は平成33年4月1日）

この改正が一番重要で、メインになりそうです。正規と非正規の格差をなくすための改正で、今までの労働契約法第20条を削除

し、新パート法に統合しています。

なお、パート労働法は名称が変わり、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「パート・有期雇用労働者法」といいます）

これからは、この法律で、

有期契約社員とパート社員をまとめて保護していく、という流れになります。

ここで注目したいのが、新パート・有期雇用労働者法第8条で定めた「不合理な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・嘱託社員・パートタイマー・アルバイトなどと待遇差をつけられる場合の留意点について、包括的に規定しています。

賞与を払うこととした、などと報道されているのは、「ガイドライン」があるので、それを参照していきます。

最近新聞等でパートにも賞与を払うこととした、などと報道されているのは、「ガイドライン」を見ますと、例えば、賞与について次のようない記述があります。

同一労働同一賃金ガイドライン案（平成28年12月20日）より抜粋

賃与について、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタ

イム労働者と同一の貢献である有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

答えは一律ではありません。

なお、待遇差を考慮する

上で、①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（二

の2つを併せて「職務の内

容」といいます）、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情の3要

素を企業ごと考慮すること

になります。

どういう場合が不合理に

当たるのか、については先

行して発出された「ガイド

ライン」があるので、それ

を参照していきます。

最近新聞等でパートにも

賞与を払うこととした、など

と報道されているのは、「ガ

イドライン」があるので、そ

れを見ると、例えば、賞

与について次のようない記述

があります。

同一労働同一賃金ガ

イドライン案（平成28年12月20日）より抜粋

●おわりに

働き方改革法案の一番のキモは、不合理な待遇差の禁止になると思われます。

法律は、各社でいろいろ

な紛争が予定されることを

見込んで「行政型ADR」

を整備するとしています。

インパクトのある改正で

すが、十分な準備をしてい

きましょう。

（平成30年7月20日記）

**宮城県地方税滞納整理機構が県登米合同庁舎内にも設置されました!!**

**宮城県地方税滞納整理機構とは、**

平成21年度に個人住民税を含む市町村税の収入未済額の縮減と市町村税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的として、宮城県と県内24の市町村共同で宮城県地方税滞納整理機構(事務局：宮城県総務部地方税徴収対策室)を設置しました。

本機構が平成30年度から32年度までの3か年間延長して設置されることを踏まえまして、新たな体制で活動を行うこととし、県北部の拠点として滞納整理の効率化、機動力の強化を図る徴収第二グループを登米市駐在として、県登米合同庁舎内に配置しました。

機構では、大口滞納を中心に滞納事案を引き受けて滞納整理を行いますが、滞納者の生活状況等を把握した上で丁寧な納税相談を実施する一方、担税力がありながら理由なく滞納している事案については、検索を含む財産調査に基づいて滞納処分を執行するなど、事案に応じた対応を行っております。

市町村税等の滞納額縮減のための活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

**組織体制等**

**① 組織体制**

(本庁) 室長 ————— 総括担当 ————— 徴収第一グループ (7人)

(登米市駐在) 総括担当 ————— 徴収第二グループ (8人) 計18人

**② 所 在**

本庁 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県行政庁舎15階(南側)

登米市駐在 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 宮城県登米合同庁舎2階  
(宮城県東部県税事務所登米地域事務所内)

**③ 担当区域・参加市町村**

グループ名	担当区域及び 関係県税事務所	参加市町村
徴収第一グループ (本庁)	県中南部(大河原、 仙台南、仙台中央、 仙台北、塩釜)	塩竈市、名取市、岩沼市、富谷市、 大河原町、山元町、大和町、大郷町、 大衡村(9市町村)
徴収第二グループ (登米市駐在)	県北部(北部、栗原、 東部、登米、気仙沼)	石巻市、気仙沼市、登米市、栗原市、 東松島市、大崎市、色麻町、加美町、 涌谷町、美里町、女川町、南三陸町 (12市町)

**④ 徴収実績**

	引受け件数	引受け税額(千円)	徴収済額(千円)	徴収率	検索	差押
H29	806件	669,914	373,518	55.8%	141件	350件
H28	901件	720,557	396,104	55.0%	215件	328件



会員企業リレー vol. 18

# 「林業を守り故郷を 活氣あふれる地域に」

多くの仲間と団結し長年受け継がれてきた「林業を守り、故郷を活気あふれる地域にしたい」と話す株式会社津山小径木様を訪問しました。

高橋社長さんは、代々農林業を営んでいた父の「若いうちから家業に入らなくていい」との考え方から、学業終了後は、仙台の土木関係の会社に就職、結婚し仙台に住んでいたそうです。

30歳を目前に控えた頃、地元の町おこし事業に声を掛けられて奥さん共々地元に戻り、昭和58年12月津山小径木加工生産組合を設立してこの事業を始められたそうで、その後、平成26年7月株式会社へ改組。

社長さんは、長年この事業を続けてこられたのは、自分が生まれ育ったこの地域に貢献し、地場産業を活性化する一助となりたいとの思いが原点と話します。

事業内容は、スギの間伐材の加工販売で、土木・造園用資材や木柵・暴風柵、遊具・案内板、ベンチ・テーブルなど幅広く利用されているそうです。

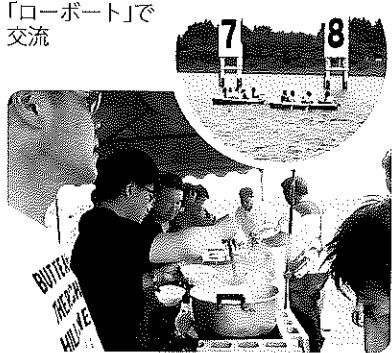
最後に、この地域は過疎化が進んでおり、林業を含め今後ますます次世代の担い手不足が予想されるので、地場産

業を守り残していくためには、地域一丸となって取り組んでいかなければなりませんと、結んでくださいました。

今回の取材への協力ありがとうございました



## マリンスポーツ 「ロー・ボート」で 交流



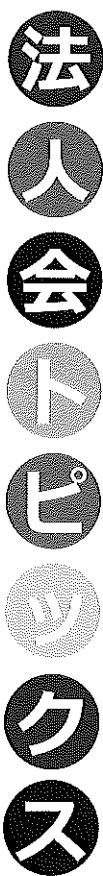
登米産グルメを提供する部会員

当社は、市内外から男女三十一名が参加し、「マリンスポーツ」「ローボート」の体験、地元グルメ「油麩丼」等で昼食。豪華景品を賭けた税金クイズ大会等で交流を深め、最終フリー タイムで意中の人を決定。今回は、相思相愛のカップル六組が成立しました。

企画した青年部会では、登米市発展のため今後も続けていきたいと話しておりました。

青年部会では、六月九日、登米市「長沼フートピア公園」を会場に婚活事業「とめこんGO2018」を開催しました。

## 青年部会 結婚活動支援事業 とめ「JenGO」を開催



## 法人会 船釣り大会2018を開催!

六月三日、南三陸町志津川袖浜漁港を会場「法人会船釣り大会2018」を実施いたしました。当日は天候にも恵まれ、この大会を待ち望んでいた太公望三十七名の皆さんには、朝早くから詰めかけ午前六時に漁場を目指して一斉にスタートしました。



## 出船準備の会員企業の皆さん



釣果の計量風景

成績は次の通りです。  
 ◇優勝 小田志穂 6・80 Kg  
 ◇準優勝 (有)ケイフク企画・佐沼 後藤市郎 5・48 Kg  
 ◇第3位 (株)太田組・佐沼 千葉茂明 5・40 Kg  
 (有)千葉住建・東和。



登米法人会では、七月十日、登米祝祭劇場を会場に「第十回市民ふれあいコンサート」を開催しました。この「コンサート」は、登米市民に一流の音楽観賞の場を提供しようと陸上自衛隊第6師団音楽隊の全面協力を頂いて開催したものです。

コンサートは、二部構成で行われ、クラシック音楽からポピュラー、アニメと幅広いジャンルの音楽を約一時間に亘たり披露。隊員三十二名が奏でる素晴らしい音楽に、超満員の一〇〇名の観衆は魅了されました。



浅野女性副部会長から花束贈呈



ミュージカル『アニー』の独唱



主催者挨拶  
渡邊会長

## 第十回市民ふれあいコンサートを開催!

### 平成29年度 法人会 新会員ご紹介

(敬称略)

#### 佐沼支部

- (株)長沼サイド上野牧場 税理士法人石田会計
- (有)石川建設 (株)キヨウシン 登米市建設職(協)
- (同) i・n・g (有)油井企画 (株)マイメント
- 深沢発電(株) 東北電力(株)栗原登米営業所
- (有)ケイフク企画 NTT東日本宮城事業部
- (有)マルカノー 三陸魚介料理鳥将
- 布施歯科医院 サトウファイナンシャルオフィス
- (株)BWM わかば動物病院 阿部新治

#### 東和支部

- (株)まちおもい (有)栄進運輸

#### 中田支部

- PasTオート(株) (株)アヴェンタ (有)みんなの家
- (株)木もれ陽 宗教法人弥勒寺

#### 米山支部

- (株)ヨコハラライフ



パークゴルフプレー風景

### 女性部会 パークゴルフ大会

体力増進と部会員交流を目的に始めた今大会も12回目となり、今年は、加護坊パークゴルフ場を会場に開催。天候にも恵まれ、参加19名は、和気あいあいと4コースをまわり、爽快な汗を流しました。

結果は次の通り。  
(敬称略)

- |     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 優勝  | 岩間まき子 | (有)そばの里更科 |
| 準優勝 | 高田 貞子 | (株)高田商店   |
| 第三位 | 太田智恵子 | (株)太田組    |